

「風評被害」の社会心理
「風評被害」の実態とそのメカニズム

関谷直也

東京大学大学院 人文社会系研究科 社会情報学専門分野

「風評被害」の社会心理

「風評被害」の実態とそのメカニズム

関谷直也

東京大学大学院 人文社会系研究科 社会情報学専門分野
(〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1 東京大学社会情報研究所)

和文要約

本論では、「風評被害」の実態とその発生メカニズムを論じることに目的がある。

実態を反映させ、定義づけると「風評被害とは、ある事件・事故・環境汚染・災害が大々的に報道されることによって、本来『安全』とされる食品・商品・土地を人々が危険視し、消費や観光をやめることによって引き起こされる経済的被害」のことである。元々は原子力に限定され用いられていた。

概括して、「風評被害」は次のような過程を経る。[1]「人々は安全か危険かの判断つかない」「人々が不安に思い商品を買わないだろう」と市場関係者・流通業者が想定した時点で、取引拒否・価格下落という経済的被害が成立する。[2]「経済的被害」「人々は安全か危険かの判断つかない」「人々の悪評」を政治家・事業関係者、科学者・評論家、市場関係者が考える時点で「風評被害」が成立する。この時点でいわば『人々の心理・消費行動』を想像することによる被害である。[3] 経済的被害、事業関係者・科学者・評論家・市場関係者の認識、街頭インタビューの「人々の悪評」などが報道され、社会的に認知された「風評被害」となる。[4]報道量の増大に伴い、多くの人々が「危険視」による「忌避」する消費行動をとる。事業関係者・市場関係者・流通業者の「想像上の『人々の心理・消費行動』」が実態に近づき、「風評被害」が実体化する。

キーワード：風評被害、原子力事故、災害情報、環境情報、うわさ

1. 問題の所在

「風評被害」は災害情報や環境情報に付随する社会現象である。災害情報や環境情報により、買い控えが起きるなどの経済的被害が生じたり、マスコミにより「風評被害」が報道されるとき、確かに「風評被害」が発生しているように思われる。政治家やマスコミ関係者によってなんとなく使用されている「風評被害」という言葉だが、これまで実態を反映したはっきりとした定義づけやそのメカニズムは明らかにされてこなかった。

たとえば「事実ではないのに、うわさによってそれが事実のように世間で受け取られ、被害をこうむること（藤竹 2000:624）」「実際には起こっていない、あるいは大したことではない事件や問題が大袈裟に取り上げられうわさが広まり、その結果問題の発生源とされる人や組織などがあらぬ被害を被ること（三輪 2000:20）」というような定義がある。しかし、これらは必ずしも「風評被害」の特徴を捉えきれていないように思える。

本論の目的は、「風評被害」の実態とそのメカニズムについて明らかにすることである。具体的には「風評被害」の社会的実態（事例とその構成要素）、「風評被害」発生メカニズム（心理的実態、うわさ・報道との関係、発生プロセス）についての検討を行う。なお、個別事例の詳細な検討、「風評被害」の法・政策的対応、「風評被害」の対策については紙幅の関係から別稿で論じることとする。しかしながら、「風評被害」を総体的詳細に検討し、「風評被害」の共通認識の土壌を築くことこそ学問的にこの問題の解決策を考える大前提である。

2. 「風評被害」の社会的実態 事例とその構成要素

「風評被害」は、元々は、安全にもかかわらず食品・商品・土地が被る経済的被害として、原子力事故の補償問題に関連して用いられてきた言葉である。それが近年、原子力以外の環境問題や災害においても使用されるようになった。本章では、「風評」「風評被害」という言葉が用いられてきた事例とその背景を簡潔に素描した後、その事例の共通点として「風評被害」の構成要素について論じる。

(1) 原子力事故の補償問題と「風評被害」

a) 第五福竜丸被爆事件以後の放射能パニック

1954年3月1日米国はマーシャル諸島で水爆実験を行った。その実験中に、立入禁止区域内であるビキニ海域で操業していたマグロ漁船・第五福竜丸に放射性降下物が降りかかり乗組員が被爆症状を示し、その後、日本各地で放射性降下物が確認された。そして、これらが大々的に報道され、マグロを始めとする魚介類全般が売れなくなるといういわゆる「放射能パニック」が発生した。

1956年3月8日この「放射能パニック」による経済的被害の補償問題を論議する外務・農林水産委員会連合審査会において、環境・災害に関連して「風評」という言葉が初めて国会で使用された。放射線測定器で「安全」と判断された魚介類が売れなくなったことによる損害を「マグロにけちがつく、汚染してはいないか、いわゆるビキニ・マグロという風評によって売れなくなる、値下りする、そういう間接被害」として曾祢益参議院議員が参考人安井郁法政大学教授に対する質問の中で用いた。

実際、このカツオやマグロの魚価値下という間接損害を含め、政府により漁業者への様々な補償がなされている。これは「間接損害」という風評被害を国家予算として初めて認めたものである。だが、この事例において「風評」被害という言葉は頻繁に使用された訳ではない。

b) 原子力船「むつ」に関わる補償問題

頻繁に政治の場や公文書に「風評」という言葉が使用されるようになったのは、原子力船「むつ」に関わる補償問題の周辺である。

1974年8月むつは青森県大湊港を出航した直後、尻屋崎沖で放射線放出事故を起こし、地元の反対で帰港できず湾内を数ヶ月漂い、その後長崎県佐世保港に回航した。このとき、地元対策費、特別交付税、漁業権放棄および漁場縮小に伴う漁業補償対策費とは別の「魚価安定基金」という名目の予算が、国庫から3億円、青森県に預けられている。佐世保港に回航させた際にも「魚価安定基金」が長崎県に20億円拠出された。

この「魚価安定基金」とは、「『むつ』に係る風評による魚価安定対策を図る」という目的で預けられたものである。これは、1982年8月21日北村青森県知事から中川科学技術庁長官に宛てた公文書の「『むつ』の大湊港受け入れに際し、漁業者の間に不安があるので、風評による魚価低落に備えた魚価安定対策の充実及び漁業振興対策に格別の配慮を賜りたい。」という内容を具現化したものである。同年8月30日「むつ」を佐世保港から大湊港に回航させるとき、地元の受け入れ条件などを確認するために結ばれた、当事者間での「五者協定」¹⁾と呼ばれる協定の九項目の一つが、「『むつ』に係る風評による魚価安定対策を図る」であった。これを踏まえ青森県に17億円基金が追加され、累計20億円が拠出された。もちろん、この措置は政府が「原子力船は安全である」と執拗に主張してきたことに対しての地元漁民の不信感が背景にある。

本論として重要なことは、この魚価安定基金という「風評」対策自体ではない。その対策が必要となった理由である。原子力船事業団理事の堀純郎は、1983年自民党「原子力船を考える会」で次のような発言をしている。

「ちょうど原子力船『むつ』の出力試験をやるうとして、反対を受けて地元折衝をしているころの話ですが、折衝の結果、最後に残った問題が原子力船のために、事実無根の風説によって、魚価がさがったらどうしてくれるかということでした。これに対して原子力で損害をあたえれば、原子力損害賠償法がございまして、これによって救済できますが、事実無根の風説で魚価が下がったとき、救済する方法はございませんので、何かないかと考えましたですが、10億円くらいの金を見せ金すれば話がつきそうになったのでございます。」(倉沢 1988:123) 実際「むつ」の放射線放出事故は海上であり、近くの海産物には全く問題のないものであったが、ホタテを中心に海産物価格は低落した(ホタテ漁は、青森県で当時100億円産業であった)が、このときは「原子力事故による実被害はない」とされ原子力損害賠償法(以下、原賠法と略)に基づく補償措置は行われていない。

「むつ」事故後、原賠法第二条二項に定める「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは核燃料物質によって汚染された物の毒性的作用」によらない食品・商品の損害が原賠法では補償されないということが、漁業者、関係者にとって問題となってきたのである。そして、この放射性物質による汚染がない食品・商品が受ける経済的被害を、「風評」による被害と呼んだのである。

その後、1981年敦賀原発事故における微量の放射性物質漏出事故における市場価格下落や買控えによる漁業者の経済的被害も、原賠法によって補償されない被害として関係者の認識を高めた。この事件では、新聞などで「風評被害」という言葉は頻繁には使用されていないが、この訴訟問題が法律雑誌(淡路 1990; 窪田 1990; 乾 1991)で「風評損

害」という表現が用いられている。(法律・行政用語として「被害」ではなく、「損害」という言葉が使用されている。)このことも、関係者にこの種の被害および「風評」という言葉を知らしめる一つの契機となった。

だが、次項 c) で論じる「女川原子力発電所安全協定」では「風評」という言葉が説明なく使用されている。この時点で「『風評』による被害、損失」という言葉が当事者間で違和感なく使用されていることは、協定が結ばれた1978年の前からある程度、原子力関係者や当事者を中心に社会的に認知されていた言葉であるということを示している。すなわち1974年前後に「むつ」事故周辺で使用されはじめたと考えるのが妥当であろう。

c) 原子力施設建設における民事協定

「むつ」事故以後、この放射性物質による汚染がない食品・商品が受ける経済的被害、すなわち「風評」による被害の事実およびこの補償に関する問題が、原子力関係者、漁業関係者を中心とした原子力施設建設地点の周辺住民に認識されはじめた。

この「風評被害」「風評による被害」が生じた場合の補償に関する民事協定が、むつ市に比較的近い北海道・東北の原子力発電所および原子力関連施設の3地点で、立地に際して関係者間で結ばれた。

公文書で、「風評」と「被害」が連結した「風評被害」という言葉での初出は、1986年北海道電力「泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」という安全協定で、「(風評被害に係る措置)第16条 丙(北海道電力)は、発電所の保守運営に起因する風評によって、生産者、加工業者、卸売業者、小売業者、旅館業者等に対し、農林水産物の価格低下その他の経済的損失(以下「風評被害」という。)を与えたときは、補償など最善の措置を講ずるものとする。」と定義されている(ただし、泊原発安全協定の元となった、1981年泊地区4漁協の示した補償契約書案、1982年3月に泊地区3農協、4漁協と北海道電力で結ばれた覚書には、既に「風評被害」という四字の記述がある。)

これに加え、東北電力女川原子力発電所(1978年「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」)、青森県六ヶ所村核廃棄物処理施設(1991年「風評による被害対策に関する確認書」「原子燃料サイクル施設の立地への協力に関する基本協定書」)の2地点である。

これら三地点の民事協定は、「風評被害」「風評」の語句が使用されていること、「発電所の保守運営に起因して地域住民の健康、農林水産物その他の財産等に被害を与えたとき」「原子力損害が発生した場合」の損害(原賠法で補償される損害)と区別して「風評」による損害を記述していること、第三者機関(泊原子力発電所風評被害等認定委員会、女川原子力発電所環境保全監視協議会、青森県が委嘱する「認定委員会」)を設け仲裁を図ること、第三者機関に従うよう事業者に求めていること、以上の4点で共通している。²⁾

放射性物質による汚染がない経済的被害、すなわち「風評被害」の補償は、JCO臨界事故以前は原賠法で賠償されず民事不法行為の一環として、事業者側による直接交渉による補償ないしは民事訴訟により解決されていた(例えば1981年の敦賀原発事故後の日本原電による補償)だが、地元生産者にとってはそのような経済的被害が起こった場合に事業者側に有利になるのを避けるため、この補償に関する合意を結び、明文化する必要があったのである。これらは法律ではないが、民事協定である以上、民事上一定の法的拘束力が存在する。

なお司法は、民事不法行為として敦賀原発訴訟において風評による営業損害も原子力事故と一定限度において相当因果関係があるとする立場をとっている。

旧科学技術庁は、原賠法が初めて適用されたJCO臨界事故を契機に、敦賀原発訴訟を踏まえ「風評損害」も原子力事故と相当因果関係のある場合には、原賠法の「原子力損害」に含まれると見解を変更した。

特に原子力においては、放射性物質の汚染に関してはある程度理学的に正確に測ることもでき、また安全が求められることから原子力事故などにおいて「安全である」「身体に影響のある実汚染はない」「(汚染があるということは)風評に過ぎない」という原子力関係者の主張から、「風評による被害」「風評被害」という言葉が出てきたであろうと考えられる。

このように、もともとは「風評被害」は、原子力関連の事故・事象において放射性物質による汚染がない「安全」な食品・商品が受ける経済的被害を指し、原賠法で補償されない「経済的被害」として問題とされはじめたのである。この点で、「風評被害」の「風評」とは「安全」「風評に過ぎない」という意味で、コミュニケーションの連鎖としての「うわさ」は問題にされていなかった。

(2) 「風評被害」の定着と他への適用

もちろん、現在、「風評被害」という言葉は原子力以外の場面でも使用されているし、「放射性物質による汚染がない『安全』な食品・商品が受ける経済的被害」という意味に限定して使用されているわけわけではない。

「風評被害」の意味についてコンセンサスのないまま現在、言葉として社会的に定着していると考えられる理由は、新聞、テレビ、雑誌において使われる「マスコミ用語」だからである。ただし語義は使用者によってまちまちである。では、近年「風評被害」はどのような事例のどのようなことを指して、使用されているのだろうか。

1997年ナホトカ号重油流出事故において、事故直後に三国町観光協会によって報道関係者に配られた「原油流出事

故に伴う報道、表現について(お願い)」という広報文の中で「風評被害」という言葉が使用されている。

「このたびの事故に関する取材、報道、大変ご苦労さまです。地元地域といたしましては、この影響について大変心配している所ですが、私共としてさらに心配しているのは『風評被害』です。『皆様方の報道あるいはその表現によりましては、決定的な被害につながらないか』ということです。つきましては、いくつかの点について充分ご配慮い

表-1 「風評被害」事例の特徴(発生源、被害対象、主な被害業者)

風評被害と考えられる主な事例(主に「風評による間接被害」「風評による魚価低落」「風評被害」とされた事例)			
被害対象	発生源	主な被害業者	
【原水爆・原子力事故】 水爆後放射能パニック むつ放射線放出事故	魚介類(検査済の魚介類) ほたて(事故発生は沖合)	放射能(核物質) 放射線	漁業 漁業
【水銀】 水銀パニック 水俣市	魚介類(指定地域以外の魚全般) 観光・農作物	水銀 水銀(水俣病)	漁業 農業・観光業
「風評被害」とされた主な事例			
被害対象	発生源	主な被害業者	
【原子力事故】 敦賀原発事故 東海村JCO臨界事故	魚介類 ほし芋・あんこう・工業製品他	放射能(核物質) 核物質・放射線	漁業者 農業・漁業・観光産業・食品加工業
【ダイオキシン・石油】 能勢ごみ消却処理施設 所沢ごみ消却処理施設 ナホトカ号重油流出	くり等農作物 ほうれん草・埼玉県産野菜 かに・魚	ダイオキシン ダイオキシン 石油汚濁	農家・観光業者 ほうれん草農業者・農業者 漁業・観光産業
【食品関係】 O-157(和歌山) 雪印食中毒事件 狂牛病・口蹄疫	全国のかいわれ大根 乳製品全般 牛全般・家畜	O-157 黄色ブドウ球菌 プリオン・病原	食品(かいわれ大根)・食品加工業 食品(乳製品加工業) 畜産業者
【災害(主に火山活動)】 岩手山、有珠山	噴火前の火山近辺・噴火地域近辺	火山活動・地震動	観光産業

たいただきますよう、伏してお願い申し上げますの次第でございます。(中略)何とぞ過大な表現等での報道はくれぐれもご遠慮くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。」

ここでは「風評被害」は、報道によるものと捉えられていることがわかる。実際、流出重油は三国町、北陸沿岸一帯まで広がったが、座礁付近の沿岸部に多く、外海では冷却された油塊として存在する程度であった。しかし報道では「ナホトカ号重油流出事故」と並んで「日本海重油流出事故」という表現が使用された。汚染されたわけではない日本海全体やカニや外海の魚介類が価格下落、取引拒否にあった。なお、この事故以後「風評被害」という言葉が急激に報道で多用されるようになった。これは、上記広報文が配られたことにより、報道関係者がそれまであまり使われなかった「風評被害」という言葉を認識したこともその一因であろうと考えられる。³⁾

国語辞典ならび専門辞書類には、「風評被害」という語句は登場しない。「現代用語辞典」といわれる毎年発行される『Imidas』(集英社)、『現代用語の基礎知識』(自由国民社)、『知恵蔵』(朝日新聞社)の中でも「風評被害」がはじめて項目化されたのは2000年度版『Imidas』とごく最近である。そこでは次のように記されている。

「事実ではないのに、うわさによってそれが事実のように世間にうけとられ、被害をこうむること。テレビ朝日『ニュースステーション』が放送した所沢市の野菜に関する不正確なダイオキシン報道によって、埼玉県産の野菜が全国的な不買運動に発展するなどしたことから、地元農家がこれを風評被害としてテレビ朝日に訂正放送を要求した。テレビ朝日側はこの報道による所沢産野菜の価格暴落を風評被害にあたらぬとしている。(藤竹 2000: 624)」

テレビ朝日の所沢ダイオキシン報道の問題を受けて、「風評被害」の項目が作成されたことがわかるが、「うわさ」が原因となる被害と定義をしているのに、続文では「報道」による被害を論じており、やや曖昧な表現となっている。

なお、テレビ朝日の2月1日の放送で、ダイオキシンの専門家は「風評被害というのですけれども、風評被害というのは、実際それほど(濃度が)高くない値にもかかわらず、マスコミとか一部の専門家が騒ぐと住民が騒ぐ。それをもって風評被害というわけです。しかし今回私達が数は限られていますけれども調査した結果を見ますと明かに高い。(中略)ですから、それは風評被害じゃなくて、実際の被害を受ける可能性がありますから」(横田 2001: 72)と、「風評被害」にしきりに言及しており、このことも、この問題において「風評被害」という言葉が多用された一因と考えられる。

また「風評被害」という言葉は、近年になって火山災害における観光被害を指しても使用されるようになった。この場合は、特に「火山噴火」が懸念される場合に観光客が減少すること、被害を受けていない周辺の観光地で観光客が減少することを指している。1998年火山活動が活発化した岩手山周辺で、また2000年有珠山噴火の際には北海

道全体の観光客が減少し、このことが報道で「風評被害」とされた。同様の事例は、1991年雲仙普賢岳噴火でも被害を受けていない雲仙温泉の観光客の減少などの事例がある。

「風評被害」とされた主な事例 「風評による間接被害」「風評による魚価低落」「風評被害」とされた主な事例を新聞記事などから整理すると表-1のようになる。

(3) 「風評被害」の構成要素

ここで、表-1や先に紹介してきた事例における共通点を「風評被害」の構成要素として列挙する。

第一の共通点は「経済的被害」である。被害といっても、身体的被害、経済的被害、精神的被害など様々あるが、「風評被害」と新聞報道などで使用された事例は、上述した安全協定で定義されているように主として食品・商品・土地が忌避される値下がりや取引拒否などの「経済的被害」を指している。主に食品関係(農業・漁業・特産土産物・食品加工業)、「人の移動」に関する業種(旅行・観光産業)が被る経済的被害を指している。

第二の共通点は「事故・事件・環境汚染・災害の存在もしくは関連する報道の存在」である。「実際には起こっていない、あるいは大したことはない事件や問題が大袈裟に取り上げられ、うわさが広まり」(三輪 2000:20)被害が生じているわけではない。所沢ダイオキシン報道の問題や水銀パニックは、安全かどうか(汚染量が微量かどうか、人体への影響があるかどうか)という点は別にして、「環境汚染の存在」は事実である。火山の観光被害においても、地理的問題やその規模は別にして、自然現象として「火山活動の存在」は事実である。

第三の共通点は「大量の報道量」の存在である。「風評被害」という語が定着してきたのは、1996年0-157問題、1997年ナホトカ号重油流出事故、1999年所沢ダイオキシン報道、JCO臨界事故である。これらは圧倒的な事件・事故の報道量があった。表-1にあげた他の事例も同様に大々的な報道がなされている。

第四の共通点は、上述した2点を前提として、「本来『安全』とされる食品・商品・土地の経済的被害」である。ここで「本来」とは、元々の言葉の使われ方として安全という意味で、「風評被害」に言及する人の考えとして安全という意味ではない。

経済的被害を受けた食品・土地・商品が「事実上汚染があった」「安全でない」とされる場合は、「事実上の被害(公害、環境汚染)」であり、「風評被害」ではない。たとえば所沢ダイオキシン報道における所沢産野菜は安全だという立場をとった場合「風評被害」になり、危険だという立場をとった場合「風評被害ではない(事実上の汚染)」と言明される。⁴⁾

その上で「風評被害」において被害を受けた食品・土地・商品が「安全」と判断されるパターンとしては大きく分けて三つある。

一つ目として、食品・土地・商品が『科学的確率的に危険性がほぼない(低い)』とされる場合である。「ある立場の人(たとえば政府・自治体・関連企業・科学者)」によって、ある食品・商品・土地に関して人体に影響がないとされるけれども、安全宣言が信用されない、情報が少ない、安全性が理解されないなどの理由から、安全性認知に関する不確定要素が残っている場合である(JCO臨界事故後の付近の農海産物、むつ事故後の付近の海産物、敦賀原発事故後の付近の海産物など)。

ゆえに、一般住民にとって、安全が危険かについて理解し難い、直接観察できないことから(原子力、ダイオキシン、環境中の水銀、0-157など病原菌、噴火の可能性)の事故・汚染・災害に関して、「風評被害」が多く生じているのである。ある立場の人に「安全」と言われても、多くの人々には、それを判断するすべがないからである。この場合は事故・環境汚染などに関する情報の少なさ、信頼性などが問題となる。

二つ目として、食品・商品・土地の『安全』がそもそも問題とされていない場合である。報道の対象ともなっていない、汚染が全く考えられてない「近隣の土地」「関連する食品・商品」まで汎化して忌避される場合である(ナホトカ号事故後の出荷された日本海産魚介類の被害、東海村事故後日本全体の観光客減少、有珠山噴火による北海道観光全体の観光客減少など)自らの関与が低い、遠い土地に対する地理的な無理解や危険性に関する無理解が原因であるといつてよいであろう。なお、この周辺地域や類似の食品が汎化して忌避されることを指摘する論者は多い。藤竹(2000)は「恐怖の同心円構造」と呼び、Kasperson et al.(1992)は、同様のリスク事象における食品の忌避現象を指して「Ripple effects(波及的被害)」と呼んでいる。この場合は、事故・汚染などに関する情報の問題というよりも、主観的な人々の認識、関与度が大きな問題である。

三つ目として、特に観光被害において、危険性の有無というよりも、その観光地が被災地であることを考え、「自粛」「遠慮」で観光地を訪れないことが「風評被害」とされる場合である(例えば、栗野・高橋 1997:83-126)。この場合もその観光地が本来「安全」とされていることが前提条件であるが、その観光地を避ける人も「安全」であることを了解している点で他と異なる。(この場合は、3.における議論はあてはまらない。)

いずれにしても、基本的には「本来『安全』とされる食品・商品・土地が受ける経済的被害」が「風評被害」といつてよい。だが、「本来『安全』」という言葉の意味は、言及する人が「安全」と考える、もしくは「誰かによって『安

全』と判断されている」と考える、ということを示しており、主観的な問題が含まれる。この点については、3.(3)で後述する。

3. 「風評被害」発生メカニズム

「事件・事故・環境汚染・災害の存在」が、「大量の報道量」を媒介として「本来『安全』とされる」「食品・商品・土地が忌避される経済的被害」が生じるまでには、なんらかの集合的な心理的要因が存在するはずである。そこで本章では、「風評被害」発生メカニズムについて論じる。

JCO 臨界事故を中心に、他の事例を含め検討する。ここで検討の中心となるのは三点である。

第一点は、「風評被害」における住民の心理的実態である。住民が、どのように「安全、危険」を判断し、「不安」を抱いているかという点である。心理学、社会心理学では「恐怖」「危険」「不安」を区別している。一般に、具体性に乏しく、曖昧さや不確実性の高い脅威を認知したときに生じる恐れを「不安」、具体的な脅威を認知したときに生じる恐れは「恐怖」と呼ばれる（古畑編 1994：53，208）。一方「危険」は、その対象物を指して使われる言葉である。この違いに注意を払いつつ、検討する。

第二点は、「風評被害」と「うわさ」「報道」というコミュニケーション的事実との関係である。「悪評」「事実無根の風説」という悪いイメージの原因として うわさ、報道、これがどのように「風評被害」と関係しているのであろうかという点である。事例の共通点として大量の報道量が存在していることは先述したが、「うわさ」との関係について注意を払いつつ論じる。

なお「うわさ (rumor)」に関しては、様々な定義や分類があるが、本論では「風評被害」の発生原因が「報道」か「うわさ」かを論じることに主眼があるので、便宜的に報道に起因しない人々のコミュニケーションの連鎖としての言説・情報・流言を《うわさ》とし、一般的な言葉としてのうわさの場合は「うわさ」(rumor) とし、区別して論じる。⁵⁾

第三点は、「風評被害」を言明する立場である。誰が「安全、危険」に対する判断を行っていて、誰が何を「風評被害」としているのかという点である。

具体的には、「風評被害」における(1)住民の心理的実態、(2)「報道」「うわさ」との関係、(3)発生プロセスを論じる。第一点に注意しつつ(1)を、第二点に注意をしつつ(2)を、第三点に注意をしつつ(3)を論じる。だがこれらは、密接な関係がある以上、論点が重複することを許されたい。

(1) 「風評被害」における住民の心理的実態

- 臨界事故における不安と恐怖

JCO 臨界事故では茨城県が発表しただけでも約 150 億円の経済的被害があったとされ、日本で最大規模の「風評被害」が発生した事例といえるだろう。以降は筆者が共同研究として行った「臨界事故調査」(廣井ほか 2001)、「『環境問題とメディア』研究会調査」⁶⁾、および筆者の東海村住民、農民、町職員への聞き取りを中心に論じる。本節ではこのとき人々の心理的実態を考察する。

a) JCO 周辺住民の心理

東海村近辺の住民(以下、周辺住民)では、JCO 臨界事故後に「東海村・近隣市町村の人が嫌がられる」という類の《うわさ》が流れた。例えば「臨界事故調査」では次のような回答があった。

「2週、3週と日が経つにつれ様々な情報が飛び交う。旅行に出る為、ホテルを予約したいが取れず、やっとの思いで念願叶うも『那珂町の団体さんはお土産に触れないで下さい』私達はバイクンか!? お見合い相手同志が結納を済ませた後破談になったとの話まで出た。(那珂町・女性)」

大きくわけて「東海村・近隣市町村というだけで白眼視される」「旅行時の嫌がらせ(旅行に行こうとするのに宿泊を断られる。『土産ものにさわるな』『ホテルのものにさわるな』『温泉に入るな』『ゆかたを持ちかえれ』といわれた)」「『臨界事故』を原因に婚約解消された」と3つのパターンの《うわさ》が流れたようだ。

なお、「旅行に行こうとするのに、宿泊を断られる、『土産ものにさわるな』『ホテルのものにさわるな』『温泉に入るな』といわれる」という《うわさ》は、語る人によって「主体」のパターンが変化している。東海村の人は「東海村の人が嫌がられた」と、那珂町の人は「那珂町の団体が嫌がられた」と、ひたちなか市の人は、「ひたちなか市、那珂町、東海村の人が嫌がられた」と自由回答で記述する。自らが《うわさ》の主体として被害者集団に含まれるように、内容が変化していた。この点で、周辺住民の《うわさ》は、住民が被害を受けたこと、自分が被害者に含まれることの確認行為である。⁷⁾

「臨界事故調査」の自由回答によれば、旅行先・帰省先で白眼視された、宿泊拒否、迎えが近くにこないという経験を実際にした人もいる。『臨界事故』を原因に婚約解消されたという話は、茨城新聞記者によれば事実であるという(小川 2000：35)。だが、この《うわさ》が事実かどうかという点はあまり重要ではない。

重要なことは、臨界事故の《うわさ》が人口を膾炙し、伝達されていく心理的背景である。《うわさ》は、周辺住民が共通して持つ、様々な「不安」という心理の体現であることだ。

第一に、ひょっとして住民には知らされていない汚染、現在科学的に理解されない後発的影響があるかもしれないという「漠然とした健康への不安」である。第二に「婚約破談」の《うわさ》にみられる、「子孫に影響があるかもしれないという不安」であり、このことから「今後自分の子、孫（年齢によっては自身も）結婚差別を受けるかもしれないという不安」である。第三に「放射能汚染があるかもしれないという不当な理由によって、周辺住民以外の方が自分達を白眼視・差別するのではないかということへの不安」である。社会においてこの種の「差別」が存在することを《うわさ》により確認し、自分にもそれが及ぶかもしれないという不安を周辺住民は語っているのだ。

うわさ（rumor）の研究の概括によれば、「うわさの伝達にもっとも影響力のある要因は不安」（川上 1997：49）である。不安を喚起するような社会状況である臨界事故以後、不安を強く感じる周辺住民によって、自分たちが差別されるという不安を示す内容の《うわさ》が流布していたのである。

なお「臨界事故調査」では、東海村住民の方がその周辺である常陸大田・ひたちなか市住民よりも「自身や家族の今後の健康に関する不安」が高かった。概ね事故地に近くに住むほど不安が高い。しかも、これは検診を受け、汚染がないと診断されてもこの不安は消えてない（廣井ら、2000：298-300）。

もちろん臨界事故自体は日本での過去最悪の原子力事故である。だが、JCO 事故で「放射能」が大量に体に降りかかっているというようなことはなく、今までの医学的知見として、大多数の周辺住民に放射能症、放射線障害といえるほどの身体的影響があるとは考えられてない。低線量中性子線障害は医学的に明らかになっていないので、健康障害は現在のところ考えられていない。

少なくとも周辺住民は、居住地が臨界事故で汚染された「危険」な土地と思って住んでいるわけではない。大多数の周辺住民にとって、健康上明らかな障害が生じているわけでもなく、健康に障害はないであろうと信じている。だがひょっとして何かあるかもしれないという「不安」があるのである。はっきりと「安全である」という確信を得ることができないのである。

すなわち周辺住民は、漠然とした「不安」を感じているのだ。「危険」をはっきりと認識した恐怖ではない。

b) JCO 周辺住民以外の人々の心理

筆者らが 2000 年 10 月、首都圏 50km、20 歳以上男女から無作為抽出して訪問留置回収法で行った調査（「環境問題とメディア」研究会調査：有効回答 611 票、回収率 67.9%）では、東海村臨界事故に対して首都圏 50km の 77% の人が「大量の放射能汚染があった」事故と考えていた（図-1）。実際は放射線放出、少量の放射能＜放射性ヨウ素＞放出で、「大量の放射能汚染」は存在しない。

当然、この認知の主たる要因は、報道であると考えるのが妥当であろう（この悪評が少なくとも《うわさ》を原因としていると考えにくいことは 3. (2) a) で述べる。）だが、臨界事故は「日本で過去最大の原子力事故」と報道されていたが、「大量の放射能汚染」ということが報道されたことは一度もない。報道されていないことが人々に認識されている。しかも、一年たっても詳細、正確に認識されていない。これは、報道量を手がかりに、「汚染された危険な地域だ」という悪いイメージ（悪評）を人々が感じ取ったということであろう。

発生地から比較的遠いところに住む多くの人々にとって、「臨界事故」の被害を受けた地域に対する認識は、大量の放射能汚染があった地域であり、具体的な「危険」の認識に基づく「恐怖」を感じているのだ。先に論じたように、事故地に近いほど不安が高いとするならば、少なくとも、周辺住民よりは不安は低い。

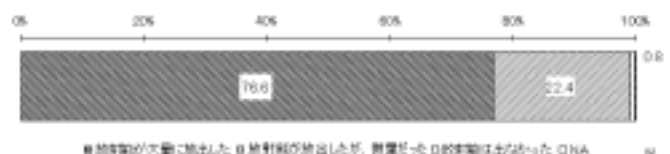
そして、人々は「汚染がある」と考えた以上、問題となる食品・商品・土地を避けるような行動をとったのは事実であろう。

(2) 「風評被害」と「うわさ」「報道」との関係

概して周辺住民は漠然とした不安を抱き、周辺住民以外は汚染があった地域という危険視による恐怖を感じる、と心理的に異なることを論じた。これを元に、本節では風評被害と「うわさ」「報道」の関係を考察する。

a) 「風評被害」と《うわさ》の関係

序で紹介した二つの論者による定義も（実際にはおこっていない）事実ではないうわさ」を原因としていた。ある物理学者は JCO 臨界事故に関して、風評被害とは食品業、観光業の被害としたうえで、「事故現場から数キロメートルも離れた地点では、JCO 事故による汚染は、事



(2000 年「環境問題とメディア」研究会調査)

図-1 東海村臨界事故に対するイメージ

故発生一日後以降は、検出がほとんど不可能であった。しかし風評などの被害は、地元東海村はいうに及ばず茨城県全体でおこった。(中略)『流言蜚語の飛び交いやすさ』という文言は、ここでは『風評被害の生じやすさ』と読み替えることができる。すなわち風評被害の生じやすさは、『事柄の重大性と曖昧性の積に比例する』のである(館野・野口・青柳 2000)。」として、オルポート・ポストマンの「うわさ」の流布量に関する公式(Allport and Postman 1947=1952: 42)を用いて「風評被害」を「うわさ」により引き起こされる経済的被害として説明している。いずれにしろ、従来は「『うわさ』による経済的被害」と説明されることが多いようだ。

まず、被災地周辺の状況を考えてみる。

風評被害が生じるような事故、環境汚染、災害において被災地周辺では、「風評被害」とは関係なく、報道にのらない《うわさ》が存在する場合が多いことも確かである。臨界事故に限らず、1996年堺市O-157が問題となった後も、堺市で約5割の人が「オウム教徒のしわざである」という《うわさ》を聞いている(早川 2000: 154-182)。

しかし、そもそも「風評被害」において生じるような「経済的被害」は、「その被災地以外の人」「関係者以外の人」が、問題になっている土地の食品・商品を忌避して、買わないことにより発生している。風評被害が、《うわさ》によって引き起こされる被害であるとしたら、被害を受ける側の「その被災地周辺の人」によって伝達される《うわさ》ではなく、被害を引き起こす側の「その被災地以外の人」によって伝達される《うわさ》が重要である。

そこで、被災地から離れた場所における状況を考える。

「うわさの伝達にもっとも影響力のある要因は不安」であり(川上 ibid) 人々の不安が被災地から離れるほど低くなると考えるのが妥当であるとするれば、一般的に、被災地から離れるほどうわさが発生することも少なくなるはずだ(なお、これが3.(1) b)で人々が「臨界事故は大量の汚染があった」という認知を形成の主因が《うわさ》とは考えにくいとした理由である。)

実際O-157の「うわさ」の研究では、マスメディアにより流れたO-157に関する言説を聞いた人の割合は堺市からの距離による傾向はなかった一方、O-157は「オウム教徒のしわざである」というマスメディアにのらない《うわさ》を聞いた人は、堺市を中心に遠いほど少なかったという(早川 ibid)。臨界事故の事例でも、3.(1) a)で示したように、語る人を被害者とするように《うわさ》の内容が変化しているとしたら、東海村から遠くなり、自らを被害者とする人が少なくなるほど、《うわさ》の伝達量も少なくなると考えるのが自然であろう。

そもそも、人々のコミュニケーションの連鎖としての《うわさ》によって「風評被害」が生じたとされた事例は過去にない。豊川信用金庫事件など《うわさ》が原因となった被害や証券取引法158条「風説の流布」が問題となった事例はあるが「風評被害」とはされてないのである。また、風評被害の発生事例において、当事者以外によって語られた大々的な《うわさ》の内容が報道されたり、確認されたという事実も、筆者の調べた限りない。

よって、「風評被害」が《うわさ》により発生したということは考えにくい。かつ、先に論じたように「風評被害」とその被災地周辺で語られる《うわさ》は同時発生しているだけで、直接の因果関係はない。つまり、「風評被害」と《うわさ》はあまり関係がない。

b) 「風評被害」と報道の関係

「臨界事故調査」では東海村・那珂町住民の75%の人が「今回の事故では地元の人より、よその人が騒いでいたようだ」とし、約半数の人が「風評被害をあおるような報道が多かった」と風評被害の要因として報道を捉えていた⁸⁾。住民は、漠然とした「不安」の中でも、そこに住んでいる以上、居住地は「安全なはずだ」と考えているから、事故だけでなく、人々の誤解を生むような報道も、経済的被害の主たる要因だと認知するのだ。⁹⁾

たしかにJCO臨界事故において普段から人通りの少ない街を「事故によってゴーストタウンのようになった」と放送したりナホトカ号事故において相当期間経った後も、事故当初の汚染が最もひどい場所の映像を繰り返し放送したり、またBGMをつけ脚色するような、センセーショナルな報道も問題であることも事実である。

だが3.(1) b)で指摘したように、概して人々が報道を詳細、正確に認識しているわけではない以上、報道のされ方といった細かい点が悪いイメージ形成の主たる原因ではない。

全般的に考えて、事件・事故・汚染の事実や状況を正確に伝える「長期間の大量の報道量」が全体量として、「汚染された危険な地域だ」、関連する食品・商品・土地への忌避、悪いイメージ(悪評)を形成すると考えるべきであろう。

もちろん臨界事故などにおいて、被災地以外の人において流れた、「うわさ」もあるかもしれない。だがそれは、自然発生した《うわさ》というより報道を起因とした「JCO周辺地域に対する評判(悪評)」「語り」という意味での「うわさ(rumor)」であろう。臨界事故は日本で過去最悪の原子力事故であり、人々に与えたインパクトは大きく、多くの人が臨界事故について他の人に語ったであろうことは、過去のニュース研究の知見(川上 1997: 132-138)から想像に難くない。

また、より直接的に「街の声」として街頭インタビューとして、「人々の悪評」が報道されることで、「悪いうわさ(悪評)がある」という人々の認識が形成されることもおおいに考えられる。

つまり、「風評被害」は「うわさによる経済的被害」ではない。「大量の報道」を原因として、人々が食品・商品・土地に悪いイメージを持ち、それらを忌避する「経済的被害」である。《うわさ》は必要条件としても十分条件ではない。

強いていうならば、「風評」とは悪評、わるい世評という意味で、コミュニケーションの連鎖という意味の「流言」、《うわさ》という意味ではない。

(3)「風評被害」の発生プロセス

前々節、前節で、大々的な報道により人々が食品・商品・土地に悪いイメージを持ち、忌避することを論じた。だが、これに基づく消費行動だけが風評被害の原因ではない。事件・事故・汚染が報道されはじめてから、人々が上記のような消費行動をとるまでのタイムラグの間にも経済的被害は生じうる。本節では、この「風評被害」の発生プロセスについて論じる。

a)「風評被害」という言葉のダブルバーレル

ここで重要なことは、先に論じた「本来『安全』とされること」という点である。「風評被害」において、「問題となっているある食品・商品・土地に対する『安全か危険か』ということへの判断」を誰が、どのように行っているのかということである。

「風評被害」に言及する人が、必ずしもその食品・商品・土地を「安全」と考えている必要はないのだ。

「風評被害」と言明する人にとって「想像上の人々の『心理』」として、「人々が、それらの安全か危険かの判断がつかない」「人々が不安に思う」と考えていること、いずれでもよいのである。この点で「風評被害」には二重の意味がある。

前者は「風評被害におけるその食品・商品・土地の安全性」に対する本人の判断であり、後者は、「風評被害の存在」という社会的事実に対する判断である。

政治家・行政関係者・事業関係者（「安全だ」と強調する立場にある人）が用いる場合には前者に、経済的被害の被害者や「経済的被害」を強調する立場にある人、被害者側の立場を考える人が「風評被害」を用いる場合には後者に力点がある。

後者は、「物理的汚染の程度」「科学的な安全性」や「それに対する自分の判断」とはあまり関係がない。様々な立場の人が、「人々の心理・消費行動」を想像することで、「風評被害」が成立していく。その前提で以降、立場にわけて風評被害の発生プロセスを考察する。

b) 政治家・行政/事業関係者にとっての「風評被害」

政治家・行政関係者・事業関係者（食品関連業者、原子力関係者など）は、汚染や事故において、自らが科学的に食品・商品・土地を「安全」だと判断した場合に、科学的には安全にも関わらず経済的被害が発生していることをして、「風評被害」にすぎないと考える。

想像上の「人々の心理・消費行動」として「人々が危険視する、不安に思う」「人々はその土地・食品・商品を忌避する」だろうと考えているが、そのことを事実として確認しているわけではないし、それは彼らにとってあまり重要ではない。

彼らが「風評被害」に言及するときの力点は、人的被害・環境汚染はないこと、もしくは「風評被害」をスケープゴートとして経済的被害の責任が自分達にないことの主張にある。これらの立場は、狂牛病発覚時に農水省職員が「風評被害が怖い」と言ったり、ダイオキシン報道を「風評被害が問題だ」とした自民党議員の表現に顕著に見られる。

そして、これらの「風評被害」への言及が報道される。

c) 評論家・科学者・識者にとっての「風評被害」

評論家、科学者の場合はどうか。JCO 臨界事故では、流通ジャーナリストは「人は本当に『安全でない』から買わないのではなく『安全でなさそう』だから買わないのだ」（三輪 2000 : 21）と指摘する。放射線測定の実験家は「消費者の立場では農産物の汚染情報が不明確な場合、安全側に立つのは道理です」（小泉 2000 : 167）と、指摘する。評論家・科学者・識者は、原子力・環境問題・食品汚染に関わらざるを得ない人、当該地域（東海村、所沢）に係わりのある人であり、当該問題に比較的関与が高い人である。マスメディアなどで専門的立場からそのような問題を論じる人は、「安全か危険か」に関する自分の意見は別にして、当該の汚染や事故などの問題に関して、様々な立場の人による汚染があった、なかったという様々な議論があることを事実として知っている。ゆえに「人々は不確実な状況下では安全の側にたつ」「汚染状況が不明確・情報が信用されないから風評被害がおこる」とは考えやすい。

想像上の「人々の心理・消費行動」として、「人々は危険か安全かの判断がつかないから不安に思ってその土地・食品・商品を忌避するのだ」と評論家・科学者・識者は考えやすい。人々の心理を代弁しているようだが、このことを事実として確認しているわけではない。大多数の人々は JCO 事故を「放射能が大量に放出した」事故、すなわち「危険」と考えているように、実態と異なる場合もある。

だが、これらが評論家、科学者、識者の意見として報道される。

d) 市場関係者・流通業者が引き起こす初期の「風評被害」

市場関係者・流通業者は「『人々が安全か危険かの判断がつかない状態では問題となっている食品・商品は忌避する』に違いない、だから売れなくなるだろう。だから値を下げよう。取引は遠慮しよう。」と考える。

所沢ダイオキシン報道では翌々日、臨界事故では報道の翌日には当該産地の農作物の取引拒否が行われている。すなわち、市場関係者・流通業者自らの「安全か危険かの判断」「不安」はあまり問題ではない。市場関係者・流通業者が「人々が安全か危険かの判断がつかない」「人々が不安に思い商品を買わないだろう」と想像した時点で取引拒否や価格下落という経済的被害が成立する。

所沢のダイオキシン報道の場合は、ニュースステーションの約 10 分、視聴率 14% 程度の一報道が消費者全般に多大な影響を及ぼすとは考えにくい。放送翌日には市場価格の変化はなかった。翌々日に大手スーパーが所沢産ほうれん草を中心に埼玉県産野菜の仕入れをストップしたため、市場価格暴落を誘発、その数日後、そのことを各報道機関が大々的に報道するという状況になった。このことを鑑みれば、放送翌日に所沢に関するこの報道が市場関係者・流通業者の中で（放送を見ていない人も含めて）話題になり（彼らの間で「うわさ」となり）翌々日価格暴落がおこったのである。それが「風評被害」と称され報道されたのだ。

直接番組を見ていなかった大多数の人々は、各報道機関が「ニュースステーション」を契機とした価格下落、およびその内容の詳細、関係機関の動きを報道したことによって、後づけでニュースステーションの「所沢ダイオキシン汚染」報道を認知していったと考えるのが妥当であろう。

まず、「テレビ朝日の報道が市場関係者・流通業者の中で大きく意味を持って受け取られ、人々が悪いイメージを持つかもしれないと考えた段階で経済的被害、『風評被害』が成立した。」次に、「そのことが『誤報道ではないか』という批判や関係機関の動きとともに各社の報道量が増大し、人々に『経済的被害』『風評被害』が認識されていった。」と二段階で考える必要があるだろう。

東海村臨界事故では、東海村・那珂町産のほしいもをはじめとする茨城県産農産物は事故以前に出荷したのものも含め事故翌日から東京の市場で取引拒否されている。安全性が確認された以後も数ヶ月続いた。人々の反応を見るまえに「消費者の行動を想像」してまず市場関係者・流通業者が反応してしまうのである。そこには、市場関係者が安全性を理解しても「商品価値が下がって売れないだろう」という判断もあった（筆者のほしいも農家への聞き取りによる）。

ある事柄に関して「報道量が少ない」場合に、報道の影響を受ける人は多くない一方で、当該関係者（市場関係者も含めて）はその少ない報道を認知し、何らかの影響を受けることに関しては、疑問の余地は少ないであろう。なお実証研究として、環境汚染に関する報道量が少ない場合（ニュース番組の特集）には、一般の人々への認知的影響は少ない一方、当該問題の関係者は一般の人々と比べ視聴の割合や放送の認知度が高く、関係者への認知的影響は大きいということを実証した研究（Proffess et al. 1987）がある。

もちろん、ある事柄に関して「報道量が大量」の場合に、多くの人々が報道の影響を受けることは自明であろう。2000 年日本での狂牛病問題に関して、問題が報道され始めの 9 月よりも、テロ報道が一段落し、狂牛病の報道量が増大していった 10 月以後に、より消費者の牛肉離れが進んだこともこのことを裏づけている。¹⁰⁾

すなわち、報道量が少ない場合でも市場関係者・流通業者によって「経済的被害」は発生する。報道量が多くなるに従って、消費者の消費行動を媒介とした「経済的被害」がこれに加わるのである。事故・環境汚染・災害などの危険事象に関する報道「量」は、人々の危険認識の影響を排除しても、経済的影響があることの実証研究もある（Kasperson et al. 1992； Remm et al. 1992）。

つまり、まず市場関係者・流通業者によって、「人々が安全、危険の判断がつかない」「人々が不安に思う」と思った時点で「経済的被害」が発生する。科学者・評論家などがそれを「風評被害」と指摘する。それが報道され、社会的に認知された「風評被害」となる。この時点で、実際の「人々の心理・消費行動」は関係がない。

その後、報道量の増大に伴い、人々が問題となっている食品・商品・土地を忌避する消費行動をとる。事業関係者・市場関係者・流通業者の想像上の「人々の心理・消費行動」が実態に近づいていく。

4. 結論

本論のまとめとして、実態を反映させ定義づければ

「風評被害とは、ある事件・事故・環境汚染・災害が大々的に報道されることによって、本来『安全』とされる食品・商品・土地を人々が危険視し、消費や観光をやめることによって引き起こされる経済的被害」である。

「風評被害」の発生メカニズムの特徴をまとめると次のようになる。

[1]「人々は安全か危険かの判断がつかない」「人々が不安に思い商品を買わないだろう」と市場関係者・流通業者が想定した時点で、取引拒否・価格下落という経済的被害が成立する。

[2]「経済的被害」「人々は安全か危険かの判断がつかない」「人々の悪評」を政治家・事業関係者、科学者・評論家、市場関

係者が考える時点で「風評被害」が成立する。この時点でいわば「『人々の心理・消費行動』を想像することによる被害」である。

[3] 経済的被害、事業関係者・科学者・評論家・市場関係者の認識、街頭インタビューの「人々の悪評」などが報道され、社会的に認知された「風評被害」となる。

[4]報道量の増大に伴い、多くの人々が「危険視」による「忌避」する消費行動をとる。事業関係者・市場関係者・流通業者の「想像上の『人々の心理・消費行動』」が実態に近づき、「風評被害」が実体化する。

なお以上を踏まえて風評被害の対策を考えるとすれば、もっとも効果的なのが「流通業者・関係者の過剰反応を抑えるための教育・啓蒙活動」であろう。特に「風評被害」は報道量の増加に伴って起こるものであるから、報道量が少ない段階で流通業者・関係者が過剰な反応をすることを防ぐことは風評被害防止の一策になる。

多大な報道量によって生じる風評被害の対策については、現実的には防ぎようのないものとして保険制度・補償制度などセーフティネット、災害・環境報道のあり方、情報公開の行い方、究極的には災害・環境教育など様々な論点が考えられるが、これを論じることは本論の範囲を越えるので、今後の課題としたい。

注

- 1) この「五者協定」は、北村青森県知事、中川科学技術庁長官、菊池むつ市市長、井上原子力船事業団理事長、植村青森県漁連会長により結ばれた。
- 2) これらは青森県、東北電力、北海道電力から提供を受けた。筆者が調べた限り、原子力関係で「風評」に関する協定はこの3地点だけのようである。青森県核燃サイクル施設では、地元振興を目的に設立されたむつ小川原地域・産業振興財団を受け皿に、日本原燃サービス、日本原燃産業は100億円の風評被害対策基金を設置している。「むつ」回航時の魚価安定基金を含め、実際にこの種の基金を元に補償がなされた事例はない。
- 3) 石川・福井県の漁業者が、敦賀原発事故により風評損害を受けており、地域的に重なることも一因と思われる。
- 4) 所沢ダイオキシン報道における風評被害については、一審判決により所沢については「汚染は真実である」との見解がなされた。埼玉県によれば「報道による風評被害」との見解が示されている。
- 5) うわさの定義や分類を論じるのは本論の主題から外れるため論じない。詳しくは、川上(1997)、廣井(2001)、早川(2002)を参照されたい。
- 6) 本文で、「臨界事故調査」とする場合は、廣井脩ほか(2001)による。「『環境問題とメディア』研究会調査」は未発表。
- 7) なお、旅行時の嫌がらせのうわさの内容の多くは「団体客」というJCO周辺地域の集団が主体で、人々が情報源を確認できないラジオの投書というものが多く(茨城県は県域のテレビ放送局がなく茨城放送の「ラジオ」のみが県域放送である。筆者が、茨城放送に聞き取ったところ、そのような事実はないという。)
- 8) ただし、経済的被害を「風評被害」とするだけではなく、地元住民の間で流れた、住民への嫌がらせや差別に関する《うわさ》も「風評被害」とし、そして両者の原因として「誤解を生む報道」を自由回答で指摘する人も多かった。経済的被害のみならず、「被害としての《うわさ》」も周辺住民にとっては主観的に「風評被害」であった。
- 9) 狂牛病問題においても「畜産農家・畜産関係者」は、農水省の対応のみならず、狂牛病発覚直後の「NHKの特集」という一報道やその後の「誤解を生む報道」を風評被害の原因としていたが、これも同様の認知傾向であろう。
- 10) 本論では、基本的に被災地が地域限定的な場合を中心に考えるが、狂牛病の場合も、地域を大きく、「日本」「英国」などの国単位で見れば、発生プロセスに関しては、他事例と類似する部分が多い。心理面では、クロイツフェルトヤコブ病の潜伏期間が長いこと、かつ「牛肉」という普段食するものであるから、過去に遡って不安が生じる、他の事例とやや異質である。この事例については改めて別原稿で論じたい。

引用文献

- 淡路剛久, 1990, 放射能汚染による魚介類の売上減(風評損害)と損害賠償義務, 私法判例リマックス(1)平成元年度判例評論(法律時報別冊), pp115-118
- 乾昭三, 1991, 敦賀原発風評事件 - 放射能汚染の風評と魚介類の相当因果関係, 公害・環境判例百選別冊ジュリスト 126, pp86-87
- 小川敏正, 2000, 風評被害の皮肉な現実, 総合ジャーナリズム研究 2000年春号 No.172, 総合ジャーナリズム研究所
- Allport, G.W. and Postman, L., 1947, *The Psychology of Rumor*, Henry Holt, 南博(訳), 1952, デマの心理学, 岩波書店
- Kasperson, R.E., 1992, *The Social Amplification of Risk: Progress in Developing an Integrative Framework*, Krinsky, S. and Golding, D. (Ed.), *Societal Theories of Risk*, Westport, CT, London: Praeger, pp153-178
- 川上善郎, 1997, うわさが走る 情報伝播の社会心理, サイエンス社
- 窪田充見, 1990, 原子力発電所からの放射能漏れで海が汚染されたことの心理的影響により、魚介類が売れなくなった場合、数値

- 的には安全でも一定範囲で事故と因果関係があるとしたが、原告らの売り上げ減との間には相当因果関係が認められないとした事例、判例時報 1374 号, pp185-189
- 三宅泰雄・檜山義夫・草野信男(監), 1976, ビキニ水爆被災資料集, 東京大学出版会
- 倉沢治雄, 1988, 原子力船「むつ」虚構の航跡, 現代書館
- 小泉好延, 2000, 予想を超える環境汚染, 相沢一政・丹野清秋編著, 眠らない街 検証・東海村臨界事故, 実践社, pp158-175 早川洋行, 2002, 流言の社会学 形式社会学からの接近, 青弓社
- 館野敦・野口邦和・青柳長紀, 2000, 徹底解明 東海村臨界事故, 新日本出版社
- 廣井脩, 2001, 流言とデマの社会学, 文芸春秋
- 廣井脩ほか, 2001, 1999 年 JCO 臨界事故と住民の対応, 東京大学社会情報研究所調査紀要 15
- 藤竹暁, 2000, マスメディア, 情報・知識 Imidas 2000, pp618-625
- 古畑和孝編, 1994, 社会心理学小辞典, 有斐閣
- Protess,D.L., Cook,F.L.,Curtin,T.R., Gordonm,M.T., Leff,D.R., McCombs,M., and Miller,P., 1987, The Impact of investigative reporting on public opinion and policymaking : targeting toxic waste, *Public Opinion Quarterly*, Vol.51, pp166-185.
- 三輪宏子, 2000, 風評被害で問われているもの, 農業経営者 2000 年 2 月号 (Vol.49), 農業技術通信社, pp20-21
- Renn,O., Burns,W.J., Kasperson,J.X., Kasperson,R.E., and Slovic,P., 1992, Social Amplification of Risk, *Journal of Social Issues*, Vol.48, No.4, pp137-160
- 横田一, 2001, 所沢ダイオキシン報道, 緑風出版

(2003.1.10 受付)

東京大学社会情報研究所 関谷氏へのインタビュー

(平成 15 年 10 月 3 日 16 : 15 ~ 17 : 40)

<いわゆる風評被害という言葉について>

- ・ もともとは原子力の分野で「本当は安全」というのが風評の意味であった。
- ・ 最近は様々な分野、事象で、風評(被害)という言葉が使われているが、「風評(被害)」の明確な定義はない。
- ・ 関谷氏は風評被害を「ある事件・事故・環境汚染・災害が大々的に報道されることによって、本来「安全」とされる食品・商品・土地を人々が危険視し、消費や観光をやめることによって引き起こされる経済的被害」と定義している。
- ・ 風評被害とは社会的な事象に対して使われる言葉で、意味はその捉え方により異なる。この言葉を使うときには、その言葉を情報発信者がどのように捉えているかもあわせて説明する必要がある。

<情報の発信と経済的被害の関係について>

- ・ 少ない報道量では、消費者の不安とすぐにつながるわけではないが、流通関係者はそれが本当に安全かどうかに関わらず、報道を受けて取引をやめてしまう(関係者は報道量を実際よりも多く感じる。)
- ・ プラス情報(たとえば広告)だけでなく、マイナス情報についてもメディアでの情報量(風評被害の場合は主に報道量)と経済的影響(被害)は比例する。情報の詳細な内容よりも報道量のほうが、経済的影響への寄与が大きい。
- ・ 報道が取り上げることにより、どのような情報の出し方をしても、報道量に応じた経済的被害が起こる可能性がある。

<経済的被害への対策について>

- ・ 公表等をするときに消費者とのリスクコミュニケーションが大切と言われるが、それはまた別のレベルの話。メディアでの情報量(主に報道量)が多ければ、風評被害は現実問題として必ず起きる。
- ・ 情報を明確に出さないことも風評被害につながる。隠していると思われる、信頼の欠如にもつながる。行政側の情報公開、説明責任を果たすためにも、情報開示をしないわけにはいかない。
- ・ 情報発信側の責任問題としては、経済的被害については、本当に安全なのに売れなくなる時のことを考えるべきではないだろうか。
- ・ 消費者のレベルアップを図っても、その前段階として流通関係者の対応がある。風評被害を防ぐためには、まず、流通関係者に対して「報道量が少ないときは消費行動に変化は起こらないから通常通り扱うように」ということを周知する必要があるのではないか。
- ・ 現在のところ、風評被害への対策としては消費者とのリスクコミュニケーションよりも、補償問題の方が重要。
- ・ 情報発信側の責務として、風評被害を少なくするためにも、細心の「注意義務」を払うことが必要である。ゆえに、報道関係者へのブリーフィングの仕方が重要。

(対応者：市川・須田)